

## 訴訟事件の終了について

下記事件について、口頭弁論期日に原告が出頭しなかったことから、民事訴訟法第263条の規定により訴えの取下げがあったものとみなされ、本事件は終了した。

### 記

#### 1 事件名

保護開始決定処分取消等請求事件

#### 2 当事者

原告 元中野区民

被告 中野区外1名

#### 3 訴訟の経過

令和6年(2024年) 8月26日 東京地方裁判所に訴えの提起

10月 1日 訴状送達

令和7年(2025年) 1月29日 訴えの取下げの擬制・終了

#### 4 事案の概要

本件は、原告が、中野区福祉事務所長から生活保護法に基づく保護開始決定処分(以下「本件処分」という。)を受けたところ、住宅扶助について、原告の状態は特別基準額の要件に当てはまるなどと主張し、本件処分の取消し等を求めたものである。

#### 5 請求の趣旨

- (1) 被告らは原告に対し行った本件処分を取り消せとの判決を求める。
- (2) 被告らは原告に対し、住宅扶助特別基準額を支給するとの処分を義務付ける判決を求める。
- (3) 被告らは原告に対して金1円を支払えとの判決を求める。